

令和6年度

農地等利用最適化の推進施策に関する意見書

令和6年12月16日

網走市農業委員会

農地等利用最適化の推進施策に関する意見

我が国における食料の情勢は、世界的な食料需要の高まりやウクライナ情勢の長期化、中東での紛争など国際情勢の緊迫化により、食料安全保障上のリスクが高まり、食料や生産資材などの過度な輸入依存を低減させていかなければ食料の安定供給を図ることができない状況となっています。

こうした中、令和6年5月に農政の憲法と言われる「食料・農業・農村基本法」が四半世紀ぶりに改正されました。

この改正基本法では、新たに食料安全保障の確立を規定したほか、食料の価格形成について「持続的な供給に要する合理的な費用」を考慮することとし、農家が再生産に意欲を持てる適正な価格形成に向けた仕組みを法制化するとしています。

また、「食料供給困難事態対策法」、「農地関連法の改正」、「スマート農業技術活用促進法」の基本法関連3法案が成立し、緊急時の対策として政府による生産促進の要請、国・道において確保すべき農用地の面積目標達成に向けた措置の強化、農地の違反転用に対する措置の強化、スマート農業技術の活用と開発・普及に関する二つの計画認定制度の創設などについての法令が整備されました。

「農業経営基盤強化促進法」の改正・施行に伴い、現在「地域計画」の策定を行っているところですが、農業委員会には農業者等との協議の場への参加、農地情報の提供、目標地図の素案の作成などが求められており、「地域計画」の策定とあわせ、地域の実態に即した具体的な農業振興施策を立案・実践していくことが求められており、今後、農業委員会が益々重要な役割を担っていかなければならないと考えます。

網走市農業委員会では「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定め、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止などに努めていますが、網走市の農業を次世代に向け持続的に発展させていくためには、これまで以上に農地や担い手対策に対し積極的に取り組んでいく必要があると認識しています。

これらの状況を踏まえ、網走市の農業振興に関し、農業生産力の増進及び農業経営の合理化等に資するための実効性ある施策の実施と関連する予算の確保、及び「網走市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に掲げる効率的かつ安定的な農業経営の促進、国、北海道など関係機関に対する積極的な要望活動等につきまして特段のご高配を賜りますよう、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき意見書を提出します。

令和6年12月16日

網走市長 水谷 洋 一 様

網走市農業委員会
会長 山田 健 一

意見事項

1. 農業生産基盤整備の推進について
2. 新規就農者・担い手・労働力確保の対策について
3. ジャガイモシストセンチュウ類の対策について
4. 食の安全・安心の確保、地産地消の拡大について
5. 有害鳥獣による農業被害対策の推進について
6. 農業DXの推進・スマート農業技術の現場導入促進について
7. 肥料・飼料・生産資材・燃料等の高騰対策について
8. 家畜伝染病の対策について
9. 農業委員会制度の堅持について

1. 農業生産基盤整備の推進について

網走市の農業は、畑作3品と豆類を中心とする生産性の高い土地利用型農業を主体とし、我が国における安全・安心な食料の安定供給や、国土の保全・水源の涵養・自然環境の保全などの多面的機能の面においても重要な役割を担うとともに、地域の基幹産業として発展してきました。

国は令和6年5月に四半世紀ぶりに「食料・農業・農村基本法」の改正を行い、食料安全保障の確立を規定し、生産性と付加価値の向上により農業の持続的発展を図り食料自給率の目標を達成するとしています。そのためには生産性の高い優良農地の確保が不可欠となることから、当地域においては大型農業機械に対応し得る農業生産基盤整備を計画的に進めることが重要です。

また、近年、地球温暖化に伴う気象変動に起因したゲリラ豪雨や長雨により、冠水や湿害などの圃場被害が発生しており、収量や品質安定化のため、排水改良などの基盤整備を早期に実施することが強く求められております。

このような状況下、今後とも網走市の農業が持続的に発展し、日本の食料基地としての役割を担っていくためには、計画的に農地や農業水利施設等の基盤整備事業を実施することが不可欠であることから、次の事項について適切な施策を講じられたい。

- (1) 農地や農業水利施設の持つ機能を適正に発揮させるため、暗渠排水や土層改良などの基盤整備を計画的に推進する関連事業予算について、近年の資材も含めた工事費の高騰も考慮し予算額の増額を検討するよう、国・道に要請されたい。
- (2) 農家負担率の引き下げを行うパワーアップ事業は、令和3年度より次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業（第6期パワーアップ事業）としてスタートし、農家負担について一律から工種に応じた率へと変更となったが、生産農家が基盤整備事業に参加し易くなるよう、道と市の財源措置の強化と継続について要請する。
- (3) 台風、ゲリラ豪雨などによる農業被害防止のため、排水改良対策の早期実施とあわせ、災害発生時には河川管理者間（市と道）で連携し、即急な復旧が図られるよう体制の強化に努められたい。

2. 新規就農者・担い手・労働力確保の対策について

活力ある地域農業を持続的に発展させるには、農業に対する強い意欲と情熱を持った農業者の存在が不可欠であり、そのためには経営感覚に優れ、農業への意欲や能力を身に着けた新規就農者、担い手、期間労働者（外国人労働者など）の育成・確保が重要な課題となります。

網走市においても少子高齢化に伴う人口減が進行し、離農に伴う農家戸数の減少や農業従事者の高齢化に伴う担い手不足、労働力不足や農村地域のコミュニティの崩壊が深刻な課題となっており、若い世代が農業を魅力ある職業として選択するような施策を展開することが強く求められており、そのためには地域外や農業以外の分野に対しても広く人材を募集していくことも重要であると考えます。

新規就農者・担い手不足については、国の事業（農業次世代人材投資資金など）の活用により新規参入者の増加を図っておりますが、新規就農はまだ十分な状況とは言えません。

また、生産基盤である農地を持続的に有効利用していくためには、人材の育成も必須であると考えます。

家族経営協定の締結によるスムーズな事業継承の推進や、農政推進協議会と農協が中心となり取り組んでいる配偶者対策についても、なかなか成果が現れていない現状にあります。

このような観点から、新規就農者・担い手の育成及び支援対策、配偶者対策、労働力確保対策について、次の施策を講じられたい。

- (1) イノベーションによる省力化や雇用労働力確保につながる市独自の「農業者サポート事業」が令和6年度に新規創設され、初年度より多くの農業者に活用されている。本事業は農業者の営農意欲の向上につながる事業として評価されるものであることから、今後、本事業の継続・拡充について要望する。
- (2) 配偶者や新規就農参入者対策などの施策の充実や、新規就農者等に対する研修や労働力確保のための住宅対策など、地域コミュニティ維持のため農村地域の人口増や労働力の定着につながる施策を講じていただきたい。
- (3) オホーツク網走農業協同組合が実施している担い手実践研修支援事業は、後継者にとって、知識・技術の取得や経営感覚を養うため有効な事業であることから、今後も事業が継続できるよう、引き続き支援に係る市の予算措置をお願いしたい。

3. ジャガイモシストセンチュウ類の対策について

市内圃場で拡大傾向にあるジャガイモシストセンチュウ (Gr) の発生面積は、令和5年度末で 5,032.21ha となっております。

また、平成27年に市内圃場において国内初のジャガイモシロシストセンチュウ (Gp) が確認され、平成29年度から植物防疫法に基づく緊急防除として土壌消毒や対抗植物植栽の対策を行った結果、令和5年度までの発生圃場の約97%となる216圃場 895.16ha が検出限界以下となり、残り7圃場 26.53ha の全圃場で防除が実施されています。

この国による緊急防除事業は令和7年度まで継続されることとなっており、地域全体で防除と蔓延防止に努めておりますが、一方で種馬鈴しよの検疫検査やフォローアップ調査において新たにGpが確認されており、発生農家は今後に憂慮しています。

しかし、検出限界以下に達していない圃場では、馬鈴しよの作付禁止や移動制限などの規制がかけられたままの状況が続き麦の過作やてん菜の交付対象数量の削減などの状況下において、馬鈴しよは基幹作物の一つとして重要な位置づけとなっています。

また、Gr発生確認圃場の拡大により、依然として地域内における種馬鈴しよの数量不足が解消されておらず、種馬鈴しよの生産量を確保する対策を講ずることが喫緊の課題とされております。

このような状況下、ジャガイモシストセンチュウ類の対策に関する次の施策を講じられたい。

- (1) ジャガイモシロシストセンチュウ (Gp) の緊急防除について、一日も早く検出限界以下となるよう、国、道、関係機関と連携し取組みを強化するとともに、新規確認圃場については継続して国の予算対応がされるよう要請されたい。
- (2) ジャガイモシロシストセンチュウ (Gp) 対策として、新たにユーロピバの導入も進められているが、作付けを拡大する種馬鈴しよの量が不足していることから、その確保と現在開発が進められている国産品種の早急導入とその種子確保について関係機関に要請されたい。
- (3) 慢性化している種馬鈴しよ不足に対応するため、ジャガイモシロシストセンチュウ類の卒業後の種馬鈴しよ生産のルールについて、地域内限定の生産・流通を認めるなど、法改正や要件緩和について関係機関に要請されたい。

4. 食の安全・安心の確保、地産地消の拡大について

食品安全基本法のなかで、国民の健康の保護を最優先とし、農場から食卓までの食品供給の各段階において、国民の健康への悪影響を未然に防止するための措置が科学的知見に基づいて講じられることが必要であるとされています。

また、年々、国民の食の安全・安心への関心が高まっており、生産者側は、安全・安心な農畜産物を生産、供給する産地の形成が求められる状況にあり、消費者から信頼を得て、生産者と消費者の相互交流を促進するなど、食育や農業に対する理解を深めてもらうことが重要となっております。

消費者側においても、自らが食の安全や望ましい食生活の実現について考えるとともに、食の安全・安心に向けて生産者側が取り組んでいる現状を理解することが大切であり、今後は、生産者とともに、環境負荷軽減に目を向けたSDGsやCO₂ゼロエミッションなどを基調とする国の「みどりの食料システム戦略」を意識した社会を目指していくことも重要視されます。

あわせて、地産地消の推進や、産地形成と地域ブランド化による高付加価値農業の推進など、安定的な農業経営に資するための地域の取り組みも必要とされるところです。

このような観点から、次の項目について対策を講じられたい。

- (1) 安全・安心な農畜産物を市民に提供するため、環境に配慮した農業を支援し、地産地消の拡大を図る施策を推進されたい。
- (2) 食や農への理解を深めるため、地元食材を活用した学校給食を増やす取り組みや農業体験、親子農園等の活用により、作る楽しさ大変さを実感し、食品ロスを低減する取り組みなど食育事業の推進を引き続き図られたい。
- (3) 地場農畜産物の消費拡大のために、消費者や実需者、宿泊施設・飲食店等に対するPR活動を推進するとともに、地元野菜や地場産品を使用した新商品の開発や販売に対し積極的な支援をお願いしたい。
- (4) 地場農畜産物の生産を推進するにあたっては、積極的に再生可能エネルギーを活用するなど、環境負荷軽減を意識した施策を図られたい。

5. 有害鳥獣による農業被害対策の推進について

エゾシカやカラス、キツネ、及び近年、出没が多発しているヒグマなどの有害鳥獣は、圃場の農作物に大きな被害を与えており、生産農家にとっては深刻な問題となっております。

中でもエゾシカは、生息数や農業被害額が依然として高止まりの水準にあり、侵入防止柵の設置や猟友会による駆除などの対策に取り組んでいるものの、侵入防止柵の老朽化やハンター人口の減少、高齢化などの課題が浮き彫りとなっており、地元生産者は大変苦慮している状況にあります。

平成30年の恵庭市国有林内での誤射事件に端を発した国有林での狩猟期間における銃猟立入禁止区域が設定され、事実上、国有林での狩猟ができない状況となっていることにより、エゾシカ个体数の増加や農業被害の拡大が危惧されており、エゾシカをはじめとする有害鳥獣による農業被害を軽減するため、次の項目について対策を講じられたい。

- (1) 鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害防止総合対策事業について国の予算の確保と事業の継続、令和6年度から拡充された市の鳥獣害対策予算の確保、同じく令和6年度に創設され鳥獣害対策にも対応した「農業者サポート事業」の継続と拡充をお願いしたい。
- (2) エゾシカをはじめとする有害鳥獣駆除を推進するため、ハンター育成のための支援措置について引き続き国、道に要請されたい。
- (3) エゾシカによる農業被害を軽減させるため、国有林（美岬地区）での狩猟期間における銃猟立入禁止区域の解除について森林管理署へ要請されたい。
- (4) エゾシカやヒグマの駆除は、広域的な対策が効果的であることから、国、道による積極的な駆除対策が推進されるよう要請されたい。
あわせて、警察、森林管理署、猟友会などと協力した効率的な捕獲手法の検討を進められたい。
- (5) 侵入防止柵の効果を持続させるためにも、維持補修や再整備に係る経費についての財政的支援を国、道に要請するとともに、市の助成の継続をお願いしたい。

6. 農業DXの推進・スマート農業技術の現場導入促進について

我が国の農業は、担い手の減少・高齢化の進展による労働力不足が深刻化しており、離農の増加により農業者人口の減少が続く一方で、一経営体あたりの経営面積が拡大の傾向にある状況において、どのように農作業の省力化や効率化、経費削減や生産性の向上を図っていくのかが大きな課題となっています。

国は、これらの課題解決には自動走行トラクター、ドローンやGPSなど位置情報データの活用等の先進技術の活用が有効であると認識し、令和6年5月改正の基本法の関連3法案として成立し、その一つである「スマート農業技術活用促進法」において、スマート農業技術の活用と開発・普及に関する二つの計画認定制度を創設した。

網走市においてもGPS基地局の整備・拡充やGPS対応トラクターの導入、光ファイバー回線の整備、生産現場でのドローン利用が進み、今後もスマート農業技術は進歩し続け、その必要性が増してくるものと思われます。

また、先端技術を有効に活用するためには、今後、現場人材の育成が必要となっており、必要な免許取得や研修などが効率的に進められる必要があります。

このような状況において、次の項目について対策を講じられたい。

- (1) 規模拡大した網走の農業において、スマート農業技術の導入やそれに対応する人材研修は必須となっていることから、市において令和6年度に新規創設され、これらの支援にも対応した「農業者サポート事業」の継続と拡充をお願いしたい。
- (2) 今後、標準実装が想定されるスマート農業技術を活用した農業機械（ハード）やソフトウェアなどは既に高額化しており農業経営の大きな負担になっていることから、この導入に対する支援と、今後も継続した支援につながるよう国の支援事業の「当初予算計上」について、国・道に要請されたい。
- (3) 当地域の営農施策は個人経営も法人同様に規模拡大し大規模化が進んでいるが、個人経営の農業者がスマート農業機械など省力化につながる国の導入支援事業の対象外となっていたり、法人と比較して上限事業費に差があったり、ポイントの取得が難しい状況となっていることから、国の補助事業の対象や要件については個人経営か法人かではなく規模に応じたものにするなど、適切に支援を受けることができる制度設計となるよう、国・道に要請されたい。

7. 肥料・飼料・生産資材・燃料等の高騰対策について

肥料をはじめ飼料、生産資材、燃料など農業生産に必要不可欠なものについては、原料の大半を海外からの輸入に依存しており、その価格が高騰し生産者にとって大きな負担となっています。

価格高騰のこれまでの経過としては、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行や世界的な食料需要の高まり、ウクライナ侵攻の長期化、中国の自国優先政策、円安などの影響を受け急速に上昇しました。

このことから、国や道では飼料や肥料のコスト上昇に対する支援として緊急対策を実施し、市においても補正予算により、飼料についてはJAオホーツク網走との共同で飼料1トン当たり600円の支援を実施、肥料については国、道の支援に上乗せを行い肥料1トン当たり1,200円の支援があったところです。

しかしながら、最近のウクライナや中東、更には台湾情勢の悪化など国際情勢を鑑みても早急な改善は見込まれず、肥料・飼料価格は高騰前と考えられる2020年と比較して1.4倍以上、生産資材や農業用機械なども高騰し続け、生産者のコスト負担が増大していることから、今後の農畜産物の安定的な生産に支障をきたしかねない状況となっています。

以上のことから農業生産の持続的発展のため、以下の項目について対策を講じられたい。

- (1) 肥料・飼料・燃料等の高騰対策について、支援の継続と抜本的な対策の検討を行うよう、国・道に要請されるとともに、市においても価格の動向を勘案しながら、継続して対応を検討いただきたい。
- (2) 生産資材や農業用機械の高騰に対応した支援制度の創設について、国・道に要請されたい。

8. 家畜伝染病の対策について

家畜伝染病に対する防疫は畜産振興を図る上で重要な役割を担っており、近年、国内外において口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ、豚熱などが発生していることから、その重要性はますます高まっています。

口蹄疫については、国内では2010年4月に宮崎県において発生しましたが、その後2011年2月に日本は「ワクチン非接種口蹄疫清浄国」に認定されていますが、韓国・中国等アジア諸国においては引き続き口蹄疫が発生しており、国内への侵入リスクは依然として高い状況にあります。

豚熱については、2018年9月岐阜県での発生以来、20都県で89事例発生しており、北海道での発生はありませんが、ワクチン接種県でも発生していることから、アメリカ豚熱とあわせリスク管理の徹底が求められています。

高病原性鳥インフルエンザについては、2022年4月と5月に網走市の2つの家きん農場において発生しましたが、今シーズンも国内で2事例（10/23現在）の発生が確認されており、渡り鳥の飛来により高病原性鳥インフルエンザが国内に侵入するリスクは極めて高い状況であると考えています。

家畜伝染病の発生は、発生農場のみならず地域経済・社会に重大な影響を及ぼすことから、本市における発生は避けなければならない重要な課題であり、より一層の防疫意識の向上を図る必要があります。

また、家畜伝染病予防法において、家畜伝染病の「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「迅速な初動対応」に重点が置かれており、それらに沿った家畜伝染病防疫体制の整備が求められています。

このような状況において、次の項目において対策を講じられたい。

- (1) 発生の未然防止のため、道、関係機関、JA、自衛防疫組合との連携の強化を図られたい。
- (2) 農家への防疫意識の啓発及び発生予防対策に対する支援について検討されたい。
- (3) 初動対応のための体制と必要な資材の整備を図られたい。

9. 農業委員会制度の堅持について

平成27年に農業委員会等に関する法律が改正され、その中で農業委員会の主務である担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止と解消、新規参入の促進など農地等の利用の最適化を積極的に推進していくことが何よりも重要とされました。

また、従来からの所掌事務である農地法や農業経営基盤強化促進法などの法令業務の適正な執行が求められるなか、農地利用の最適化や担い手の育成などに関する業務対応が重点化されたことにより農業委員会業務は多様化し、その業務量が増加している状況にあります。

さらには、令和5年度に「改正農業経営基盤強化促進法」が施行されたことにより、本市においても地域計画の策定に向けた取組が行われており、その策定期限が令和6年度末とされていることから、農業委員会では、地域計画における目標地図の素案作成に必要な「農業経営の意向に関する調査」を実施し、本年度は目標地図の素案作成を行っているところです。また、今後も目標地図の管理が必要となることから、さらなる負担増が見込まれます。

農業は網走市の基幹産業のひとつであり、人口減少に伴う担い手の不足により、今後、耕作放棄地が発生することなどが懸念されている状況下において、生産基盤である農地の利用調整をつかさどる農業委員会の役割や、独立行政機関として適正に農地行政を執行していくことは、ますます重要性が高まるものと考えられます。

このような状況において、次の項目について対策を講じられたい。

(1) 農業委員会の充実について

農業委員会の果たす役割がますます重要となるなか、円滑な事務執行や知識習得並びに資質向上のため必要となる各種研修会への参加に関する予算の確保・充実を要望する。

(2) 農業委員会制度の堅持

農地法の法令業務の全国的な統一性、公平性、客観性等を確保し、国民の食料の確保、地域農業の振興を図るためにも、今後とも独立行政機関としての農業委員会制度を堅持するとともに、事務局体制の強化について要望する。

※事務局体制の強化については、地域計画の管理に伴う目標地図の管理業務に対応するため事務局職員の1名増員を切に要望する。